

JAべっふ日出

JA Kulca

(JAくるか)

平成27年度版

会員規約

JA Kulca(くるか)会員規約

1. JA Kulca(くるか)について

JA Kulca(くるか)はJAべっぴん日出(以下、当JA)の窓口、直売所においてnimocaカードを作成いただいたお客様を会員として、当JAのご利用状況に応じて、ランク付けを行い、ランクによって定められた額の直売所利用クーポン券を送付するサービスです。

2. 会員について

当JAの窓口、直売所において「スターnimocaカード」を作成して頂いた全ての方が会員となります。但し、次の項目のいずれかひとつに該当した場合は、会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員が当JAで特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき。
- (2) 会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
- (3) 会員が当JAの事業、施設の利用にあたり暴力団等反社会的勢力を同伴し、または暴力団等反社会的勢力の紹介によって入会させたとき。
- (4) 会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき。

3. ランクの確定について

当JAが任意に決定する時期のご利用状況に応じてランクが確定します。

ランクを判定するポイントは、当JAの各事業毎に定められており、全事業のポイント総数によって下表の様にランク付けされます。このランクによって会員に郵送されるクーポン券の金額が変動いたします。

ランク表

ポイント数	ランク	クーポン券の額
30点以上	プラチナ	300円
25点～29点	ダイヤモンド	250円
20点～24点	ゴールド	200円
15点～19点	シルバー	150円
10点～14点	ブロンズ	100円
9点以下	スタート	50円

※ランクは、クーポン券を発行するおおよそ1週間前の利用状況に応じて付与されるポイントによって判定を行いません。クーポン券の郵送時や利用当日とは異なったランクの額となる場合があります。あらかじめご了承ください。

4. クーポン券について

クーポン券の発行は月1回(予定)発行されます。会員の方にはクーポン券が印刷されたハガキが都度郵送されます。クーポン券は、券面に記載された期間に、会員本人に限りご利用になれます。

5. ランク対象サービスについて

当JAで取り扱う経済・信用・共済等の各事業について当JAが任意に決定する項目の利用の有無がランク判定の対象となります。

【信用事業】

当JA信用事業における下記取引利用の有無によって、基本取引は各2ポイント、サービス取引1は各3ポイント、サービス取引2は各1ポイントずつ付与いたします。

- 基本取引(各2ポイント)
 - ・当JAの当座性貯金口座を開設されている方。
 - ・当JAの定期貯金の預入れをされている方。
 - ・当JAにて定期積金のご契約をいただいている方。
 - ・当JAにて各種ローンのご契約をいただいている方。
- サービス取引1(各3ポイント)
 - ・当JAの口座にて年金受給されている方。
 - ・当JAの口座にて給与振込を受けている方。
 - ・当JAの口座にてJAカードを作成されている方。

●サービス取引2（各1ポイント）

- ・電気料金自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・電話料金自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・NHK受信料自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・水道料金自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・ガス料金自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・年金掛金自動振替を当JA口座にてご契約をいただいている方。
- ・当JAの口座にてキャッシュカードを作成している方。
- ・当JAにて各種税金の自動振替契約をいただいている方。
- ・当JAにてカードローン契約をいただいている方。

【共済事業】

当JA共済事業における下記取引を、会員本人が契約者としてご利用いただいている数によって、4取引で5ポイント、3取引で4ポイント、2取引で3ポイント、1取引で2ポイントを付与いたします。

- 終身共済等、ひとに関する保障の共済をご契約いただいている方。
- 建物更生共済むてき等、いえに関する保障の共済をご契約いただいている方。
- 自動車共済をご契約いただいている方。
- 自賠責共済をご契約いただいている方。

【購買・販売事業】

当JA経済事業における下記取引利用の有無の数によって、3取引で5ポイント、2取引で4ポイント、1取引で3ポイントを付与します。

- 購買取引
 - ・当JAにて会員本人名義で購買品の取引がある方。
- 青果・花き精算
 - ・会員本人が農業従事者の方で生産物（青果物・花き等）を当JAを通じて市場に出荷している方。
- 直売所精算
 - ・会員本人が、当JA直売所で生産物等の精算実績のある方。

【組合員資格】

出資金のご負担を頂き、当JAの組合員資格（正・准）を得られた方にポイントを付与します。

- 正組合員の方には3ポイントを付与します。
- 准組合員の方には1ポイントを付与します。

【nimocaカード】

当JAの各窓口にて、スターnimocaカードの申込をされた方は1ポイントを付与します。

ランク判定ポイント対象サービス一覧表

事業	利用項目	付与ポイント	
信用事業	基本取引	当座性貯金	2ポイント
		定期貯金	2ポイント
		定期積金	2ポイント
		貸出金	2ポイント
	サービス取引1	年金振込	3ポイント
		給与振込	3ポイント
		J Aカード	3ポイント
	サービス取引2	電気料金自動振替	1ポイント
		電話料金自動振替	1ポイント
		NHK受信料自動振替	1ポイント
		水道料金自動振替	1ポイント
		ガス料金自動振替	1ポイント
		年金掛金自動振替	1ポイント
		キャッシュカード	1ポイント
税金自動振替		1ポイント	
カードローン		1ポイント	
共済事業	生命系共済契約	利用項目 4つ→5ポイント	
	建物系共済契約	3つ→4ポイント	
	自動車共済契約	2つ→3ポイント	
	自賠責共済契約	1つ→2ポイント	
経済事業	購買取引	利用項目 3つ→5ポイント	
	青果・花き出荷・精算	2つ→4ポイント	
	直売所出荷・精算	1つ→3ポイント	
組合員資格	正組合員	3ポイント	
	准組合員	1ポイント	
nimoca カード	当 JA にて、スターnimoca カードの申込	1ポイント	

6. 注意事項

- (1) 本サービスの、ランク判定基準やランク判定ポイント対象事業等は当 J A の都合により変更となる場合があります。変更内容については当 J A ホームページ及び直売所店頭表示等によりお知らせいたします。あらかじめご了承ください。
- (2) 本サービスは当 J A の都合により、中断又は終了となる場合があります。その場合は当 J A ホームページ及び直売所店頭表示等によりお知らせいたします。あらかじめご了承ください。
- (3) 本サービスの変更、中断及び終了により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当 J A は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。